

緊急雇用対策取組指針

全国知事会では、深刻化する雇用情勢に迅速かつ効果的に対応するため、これまで、各都道府県において、離職者等に対し公営住宅の提供や臨時職員の期間雇用など、様々な取組を行っている。

しかし、更なる実効性ある取組を行うため、平成20年12月19日の全国知事会議において、各自治体の取組の枠を超えて、雇用情勢や取組を共有し連携を図ることにより、各地域におけるより有効な対策に資することを目的に、全国知事会に「緊急雇用対策本部」を設置したところである。

全国知事会としては、これまで各都道府県が独自に行ってきたそれぞれの取組を総括し、更なる効果的な政策実現を図るために、次の事項に努めることを確認する。

1 各種情報の集約化と積極的な情報提供

現在、各都道府県で個々に実施されている雇用対策・中小企業支援対策情報を「全国知事会緊急雇用対策本部」に一元的に集約し、各都道府県において共有するとともに、情報の有効活用を図るために、ハローワークとの連携に加え、できる限り多くの企業、団体等の協力も得て、求職者等への積極的な情報提供に努める。

2 人材不足への効果的な対応

人材不足が叫ばれている分野（農林水産業、中小企業、福祉・介護、警備業等）について、各自治体が把握している求人情報をハローワークに集約すること等により、県域を越え、機動的・効果的に就職斡旋が行われるよう努めるとともに、離職者等に対する技術・技能訓練の機会の確保に努める。

なお、ハローワークによる就職斡旋に止まらず、更に有効な人材不足への効果的な対応についても取り組む。

3 緊急雇用対策の相互乗り入れ

各都道府県が行っている緊急雇用対策の中には、公営住宅の提供や臨時職員の採用など、地域に限定している事例もあるが、対策の効果を上げるために、可能な限り地域要件を撤廃し、自治体間において相互乗り入れが可能となるよう、至急、検討を行い、実施可能な対策から取り組むよう努める。

とりわけ、生活圈や経済圏が一体的な圏域では、関連する自治体間において協議を行い、速やかに実施のための方策に努める。

4 緊急雇用対策に関わる市町村との連携、民間企業・NPO等との協働

雇用対策のセーフティネットを確立するために、市町村や民間企業・NPO等との連携は欠かせないことから、早急に、関係者で組織する協議会を立ち上げるなど、地域挙げての雇用対策に取り組む。

5 緊急雇用対策の執行にあたっての柔軟な対応

各都道府県が取り組んでいる緊急雇用対策には、公営住宅の提供や生活資金の貸付など、離職者等の生活支援を直ちに行う対策も含まれていることから、執行にあたっては、手続の簡素化や要件の緩和など、柔軟な対応や工夫を行うことにより、対策の実効性確保に努める。